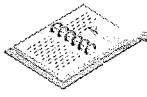


東京都議会の本会議におけるヤジを巡る話題がワイドショーや週刊誌などで大きく取り上げられているが、どのような質疑や議論がなされ、結論がどうなったのかという報道はほとんどない。六月二三日に閉会した第一八六回通常国会についても、内閣提出法案八一本のうち七九本が成立したとして、その成立割合の高さについての報道は目についたが、

どのような法律が成立したのかを解説するものはあまりなかつた。本則で介護保険や医療制度などについての一九本の法律の改正を定めたとして問題になつた地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案についてさえ、その内容や国會での議論の内容を報道するものはほとんどなかつた。

国会が開設されたのは一八九〇年（明治二三年）であるが、一八七四年ころからの自由民権運動の高まりの中で、一八七八年には府県会規則が制定され、一八九九年までに府県制による議会が全府県に置かれることとなつた。この当時の府県会は、自由民権運動と深い関係を持つており、政府の政策についてまで議論し、政府

新・弁護士月記 28



# 議会の活性化

橋本 勇

の施策推進の妨げになることも多く、府県会規則制定の理由の一つは、その自由な議論を押さえ込むことであったと言われている。それから一〇〇年余り、地方議会での議論が衆目を集めるのはスキヤンダルまがいのものばかりで、まじめな政策論議について一般の住民が関心をもつことも極めて少ないように思われる。もちろん、各自治体や議会の広報誌にはかなり詳細な報告記事が掲載され、多くの会派や議員個人も議会活動の報告に相当な精力を注いでいることは事実であるが、それに関心をもつ住民は多くないというのが現実のように思われる。

日本の地方制度は、外觀上は見事な地方分権であるが、現実は優れて中央集権的であるという評がある。確かに、国の関与を制限する法律はあるが、補助金交付要綱は言うまでもなく、助言または勧告という名目で、さらには要請という表現で事実上の拘束力を有する文書が発せられる例を挙げることは難しくない。このような状況を是認したうえで、議会を活性化せよといふのは、いささか無責任なのではないだろうか。

そして、地方分権の推進の必要性が叫ばれ、大規模な町村合併がなされ、道州制（都道府県の廃止を意味する）を推進しようとする動きが活発になつていて、議会の活性化、活発化が必要であるとして、議会のあり方を再検討しようとする動きが、議会の中からだけでなく、一部の住民や学者、政府の中にも起きている。

（弁護士）